

第三十七回帝國議會 貴族院議事速記録第九號

大正五年二月九日(水曜日)

午前十時五分開議

議事日程 第九號 大正五年二月九日
午前十時開議

- 第一 子爵大田原一清君、岩村兼善君請暇ノ件
- 第二 東京砲兵工廠及大阪砲兵工廠ノ据置運轉資本増加ニ關スル法律案(政府提出、衆議院送付)
- 第三 朝鮮森林特別會計法廢止法律案(政府提出、衆議院送付)
- 第四 朝鮮事業公債法中改正法律案(政府提出、衆議院送付)
- 第五 郵便法中改正法律案(政府提出)
- 第六 鐵道船舶郵便法中改正法律案(政府提出)
- 第七 電信法中改正法律案(政府提出)
- 第八 海底電信線保護萬國聯合條約罰則改正法律案(政府提出)
- 第九 會計検査院法中改正法律案(政府提出、衆議院送付)
- 第十 行政裁判法中改正法律案(政府提出、衆議院送付)
- 第十一 議院法中改正法律案(衆議院提出)
- 第十二 家祿賞典祿處分ニ關スル法律案(衆議院提出)
- 第十三 沒祿處分ヲ受ケタル者ニ對スル家祿賞典祿處分ニ關スル法律案(衆議院提出)
- 第十四 會計士法案(衆議院提出)
- 第十五 私立學校及公益法人ノ用地免租ニ關スル法律案(衆議院提出)
- 第十六 衆議院議員選舉法中改正法律案(衆議院提出)

○議長(公爵徳川家達君) 是ヨリ諸般ノ報告ヲ致サセマス
〔長谷川試補朗讀〕

去ル一日本院ニ於テ可決シタル左ノ政府提出案ハ即日裁可ヲ奏請シ又可決ノ旨ヲ衆議院ニ通知セリ

大正三年臨時事件ノ經費支辨ニ關スル法律案

臨時軍事費豫算追加案

大正五年度歳入歳出總豫算追加案(第一號)

大正四年度歳入歳出總豫算追加案(第一號)

大正四年度各特別會計歳入歳出豫算追加案(特第一號)

豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲ爲スヲ要スル件(追第一號)

帝國大學特別會計法中改正法律案

裁判所ノ設立及移轉ニ關スル法律案

大正二年法律第九號中改正法律案

鐵道敷設法中改正法律案

同日本院ニ於テ採擇スヘキモノト議決シタル木田村郵便局設置ノ請願外四件ノ請願ハ各意見書ヲ附シ即日之ヲ政府ニ送付セリ

同日特別委員長ヨリ左ノ報告書ヲ提出セリ

東京砲兵工廠及大阪砲兵工廠ノ据置運轉資本増加ニ關スル法律案可決報告書

郵便法中改正法律案可決報告書

鐵道船舶郵便法中改正法律案可決報告書

電信法中改正法律案可決報告書

海底電信線保護萬國聯合條約罰則改正法律案可決報告書

去ル二日内閣總理大臣ヨリ左ノ通政府委員仰付ケラレタル旨ノ通牒ヲ受領セリ

大藏省所管事務政府委員

農商務省所管事務政府委員

同日特別委員會ニ於テ當選シタル正副委員長ノ氏名左ノ如シ

會計検査院法中改正法律案外一件特別委員會

大藏書記官 森 俊六郎君

製鐵所長官 押川 則吉君

委員長 侯爵徳川 圀順君 副委員長 山 脇 玄君
砂糖消費稅法中改正法律案特別委員會

委員長 伯爵寺 島 誠一郎君 副委員長 子爵唐橋 在 正君
同日特別委員長ヨリ左ノ報告書ヲ提出セリ

會計檢査院法中改正法律案可決報告書
行政裁判法中改正法律案可決報告書

去ル三日特別委員會ニ於テ當選シタル正副委員長ノ氏名左ノ如シ
明治三十七八年戰役ノ爲損害ヲ被リタル者ノ救恤ニ關スル法律案特別委員會

委員長 男爵藤 井 包 總君 副委員長 石 渡 敏 一 君

同日請願委員長ヨリ左ノ報告書ヲ提出セリ
請願文書表第六回報告書

同日衆議院ヨリ左ノ法律案ヲ提出セリ

家祿賞典祿處分ニ關スル法律案
沒祿處分ヲ受ケタル者ニ對スル家祿賞典祿處分ニ關スル法律案
會計士法案

去ル五日內閣總理大臣ヨリ左ノ通政府委員仰付ケラレタル旨ノ通牒ヲ受領セリ

大藏省所管事務政府委員

大藏書記官 今村 次吉君

同日衆議院ヨリ左ノ法律案ヲ提出セリ

私立學校及公益法人ノ用地免租ニ關スル法律案

衆議院議員選舉法中改正法律案

一昨七日特別委員會ニ於テ當選シタル正副委員長ノ氏名左ノ如シ

朝鮮森林特別會計法廢止法律案外一件特別委員會

委員長 男爵目賀田種太郎君 副委員長 木 内 重四郎君

議院法中改正法律案特別委員會

委員長 子爵酒 井 忠 亮君 副委員長 倉 富 勇三郎君

同日政府ヨリ左ノ法律案ヲ提出セリ

國籍法中改正法律案

昨八日委員長ヨリ左ノ報告書ヲ提出セリ

大正五年度歲入歲出總豫算案並大正五年度各特別會計歲入歲出豫算案、豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲ爲スヲ要スル件可決報告書

大正五年度特別會計歲入歲出豫算追加案(特第一號)可決報告書

朝鮮森林特別會計法廢止法律案可決報告書

朝鮮事業公債法中改正法律案可決報告書

議院法中改正法律案可決報告書

砂糖消費稅法中改正法律案可決報告書

同日內閣總理大臣ヨリ左ノ通政府委員仰付ケラレタル旨ノ通牒ヲ受領セリ

法制局參事官 法學博士 松 本 烝 治君

法制局參事官 馬 場 鏌 一 君

遞信省所管事務政府委員

爲替貯金局事務官 日 吉 平 吉君

同日衆議院ヨリ左ノ政府提出案ヲ受領セリ

北海道會法中改正法律案

同日衆議院ヨリ左ノ法律案ヲ提出セリ

市制中改正法律案

町村制中改正法律案

府縣制中改正法律案

○議長(公爵徳川家達君) 是ヨリ本日ノ會議ヲ開キマス、議事日程第一、子爵大田原一清君、岩村兼善君請暇ノ件、大田原子爵病氣ニ付會期中、岩村君病氣ニ付十一日間ノ請暇デゴザイマス、何レモ許可ヲ致シテ御異存ゴザイマセヌカ

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○富井政章君 此際華族世襲財產法改正法律案ノ委員會ヲ開キタイト思ヒマス、退席ノ御許ヲ願ヒタイト思ヒマス

○議長(公爵徳川家達君) 富井政章君ノ御要求ノ通りデ御異議ゴザイマセヌカ

○議長(公爵徳川家達君) 富井政章君ノ御要求ノ通りデ御異議ゴザイマセヌカ

「異議ナシ」ト呼フ者アリ」

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス
○奥田義人君 私モ同様委員會ニ出席ヲ致シタイト思ヒマスカラ、退席ヲ……
○議長(公爵徳川家達君) 宜シウゴザイマス

○議長(公爵徳川家達君) 第二、東京砲兵工廠及大阪砲兵工廠ノ据置運轉資本増加ニ關スル法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會ノ續、委員長報告
〔左ノ報告書ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ載録ス以下之ニ倣フ〕

東京砲兵工廠及大阪砲兵工廠ノ据置運轉資本増加ニ關スル法律案
右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

大正五年二月一日

右特別委員長

伯爵松平直之

貴族院議長公爵徳川家達殿

〔伯爵松平直之君演壇ニ登ル〕

○伯爵松平直之君 東京砲兵工廠及大阪砲兵工廠据置運轉資本増加ニ關シマス法律案特別委員會ノ經過ヲ御報告イタシマス、委員會ハ都合三回開キマシタ、一回ハ正副委員長ノ互選ニ終リマシタ、此案ノ内容ハ、是マデ三百五十萬圓デアリマシタ資本ヲ、此度漸次ニ三百五十萬圓増加シタイト云フノデ、其財源ハ兩工廠ノ利益金ヲ以テ充テルト斯ウ云フデアリマス、ソレデ委員ノ中カラシテ、漸次デナク一時ニ請求シテハドウダト云フ説モ出マシタ、所ガ政府委員ノ答辯ニ、砲兵工廠ノ擴張其他ニ付テ陸軍省カラハ大分請求シテアルカラ、是ハソレ程急ヲ要シナイカラ漸次ニ請求シタノデアルト斯ウ云フノデアリマス、ソレカラ左程入用ナ資本デアルノニ是マデドウシテ作業シテ居ッタカト云フ質問ガ出マシタ、ソレニ付キマシテハ、是マデハ臨時軍事費整備費ト云フ繼續費ガアッタ爲ニソレヲ流用シテアッタ、ソレハ會計法二十五條ニ依ッテ流用シテアッタ、是ノアル中ハ當分ハ幾ラカ變則デアアルケレドモ流用シテヤッテ行カレル、併シソレハ變則ダカラシテ成ルベク此案ガ通ルヤウニシタイト斯ウ云フデアリマス、ソレカラデス、陸軍ノ……是ハホンノ私共ノ考デスケレドモ、陸軍ハ詰リ砲兵工廠ノ利益デアルカラ陸軍ノ爲ニ使ヒタイト云フ意ガアルヤウニ思ハレル、今カラ特約ヲシテ置イテ、將來三百五十

萬圓ダケハ陸軍ノモノニ使ヒタイト云フ意ノアルヤウニ見エマス、又數字ニ互リマシタ細カイ質問ハ澤山アリマシタガ、ソレハ速記録ニ讓リマシテ止メマス、終ニ臨ミマシテチヨット申シテ置キマスガ、委員會ノ採決ニ際シテ委員ノ一名カラ希望ガ述べラレタ、是ハ委員會ニ於テ質問ニ對シテ政府委員ノ答辯ガ不十分ノ點ガアツタカラ、將來ハ十分御取調ノ上明瞭ニ御答ノアルヤウニ致シタイト云フデアリマス、結局此案ハ全會一致ヲ以チマシテ可決イタシマシタ、諸君ニ於キマシテモ、御賛成ニナラムコトヲ希望イタシマス、是デ報告ヲ終リマス

○議長(公爵徳川家達君) 別ニ御發言モナイト認メマスカラ採決イタシマス、本案ノ第二讀會ヲ開クベシトスル諸君ノ起立ヲ請ヒマス

起立者 多數

○議長(公爵徳川家達君) 過半數ト認メマス

○伯爵松平直之君 直チニ第二讀會ヲ開カレムコトヲ……

○男爵高木兼寛君 賛成

○議長(公爵徳川家達君) 直チニ第二讀會ヲ開イテ御異存ゴザイマセスカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家達君) 直チニ第二讀會ヲ開キマス……原案通りデ御異存ゴザイマセスカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○伯爵松平直之君 直チニ第三讀會ヲ開カレムコトヲ希望イタシマス

○男爵高木兼寛君 賛成

○議長(公爵徳川家達君) 直チニ第三讀會ヲ開イテ御異存ゴザイマセスカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家達君) 直チニ第三讀會ヲ開キマス……第二讀會ノ決議通りデ御異存ゴザイマセスカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵徳川家達君) 第三、朝鮮森林特別會計法廢止法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會ノ續、第四、朝鮮事業公債法中改正法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會ノ續、委員長報告

朝鮮森林特別會計法廢止法律案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

大正五年二月八日

右特別委員長

男爵目賀田種太郎

貴族院議長公爵徳川家達殿

朝鮮事業公債法中改正法律案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

大正五年二月八日

右特別委員長

男爵目賀田種太郎

貴族院議長公爵徳川家達殿

〔男爵目賀田種太郎君演壇ニ登ル〕

○男爵目賀田種太郎君 朝鮮森林特別會計法廢止法律案及朝鮮事業公債法中改正法律案ノ委員會ノ審査及決定ヲ御報告イタシマス、元來朝鮮ノ鴨綠江、豆滿江ノ沿岸ノ森林ニ付キマシテハ、韓國政府ノ時代ニ於キマシテ、日韓兩國政府ヨリ各六十萬圓ヲ投ジマシテ、營林廠ヲ置イテ其事業ヲ繼續イタシ來ツタ次第デアリマス、然ルニ後併合ニ際シマシテ明治四十四年三月ニ、更ニ法律ヲ制定シテ現行法トナツテ朝鮮森林特別會計法ニナツテ居リマス、然ル所其後追々斯ノ如キ一種ノ特別會計ヲ設定シ置クノ必要ナク、殊ニ運轉資金ヲ增加スベキ必要モ生ジテ參リマシタノデ、旁々ハ朝鮮總督府ノ特別會計ノ中ニ入レル方ヲ便利ト致スコトデアリマス、此度ノ大正五年ノ總豫算ノ朝鮮特別會計ノ部ノ第十一款ニ此特別會計ハ營林廠ノ經費トナリマシテ、百三十四萬圓ヲ掲ゲテゴザイマス、右ノ道理ニ依リマシテハ政府ノ説明ヲ聞キ、異議ナク委員會ニ於テハ可決イタシマシタ次第デゴザイマス、尙ホ朝鮮事業

公債法ノ改正法案ニ付キマシテ、大藏大臣及政府委員ノ説明ヲ求メマシテ、

一議員ノ質問ニ對シテ大藏大臣ガ將來朝鮮ニ對シテ此外公債ヲ募集スルノ必

要ヲ認メズト云フコトデアリマス、尙ホ朝鮮ノ財政經濟一般ノコトニ付テハ

大藏大臣ハ必要ニ應ジテ政府ニ於テソレノ協議ヲスル中ニアルト云フコト

ヲ申サレマシテゴザイマス、此委員會ノ審査中生ジマシタル一ツノ問題ハ、

是ハ明治四十四年ノ法律ヲ改正スルノデアリマシテ、是ハ明治四十四年ノ法

律ニハ五千六百萬圓トゴザイマス、ソレヲ八千九百萬圓ニ改メルノデゴザ

イマシテ、然ル所其中既ニ大正元年度、大正三年度ニ於テ追加豫算ニナツテ一

ハ百九十萬圓、一ハ二千六百十六萬圓、ソレノ協議ヲ經テ最早豫算ト云フ

モノハ經過シテ居ル、此法律ハ今出ルノデアルガ是ハ如何ナ譯デアアルカト云

フコトノ問題モ起リマシテ、ソレニ對シマシテハ政府ハ是ハ其前例モアツテ、

最初ニ豫算ヲ以テ協賛ヲ經テ後ニ法律ヲ出シテ居ル前例モアルト云フコトデ

ゴザイマス、ソレニテ委員會ノ審査ハ了リマシタ次第デゴザイマス、尙ホ此

朝鮮事業公債ノ大正五年度以後ニ於テハ支出額ハ三千百十九萬圓ニナツテ居

リマス、右ノ外ニ於キマシテ委員會ニ於キマシテハ別ニ問題モゴザイマセヌ

デゴザイマス、是モ併セテ政府ノ説明ト共ニ審査結了イタシマシタ次第デア

リマス、此兩案ノ審査決定ノ次第ヲ御報告イタシマス

○議長(公爵徳川家達君) 唯今特別委員長ノ報告セラレマシタ兩案共ニ一括

シテ議題ト致シ、採決イタシテ御異存アリマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス……兩案ノ第二讀會ヲ開ク

ベシトスル諸君ノ起立ヲ請ヒマス

起立者 多數

○議長(公爵徳川家達君) 過半数ト認メマス

○男爵中川興長君 直チニ第二讀會ヲ開カレムコトヲ……

○男爵高木兼寛君 賛成

○議長(公爵徳川家達君) 直チニ兩案ノ第二讀會ヲ開イテ御異存ゴザイマセ

スカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵徳川家達君) 直チニ兩案ノ第二讀會ヲ開キマス、全部ヲ問題ニ供シマス……全部御異存ゴザイマセスカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○男爵中川興長君 直チニ第三讀會ヲ開カレムコトヲ……

○男爵高木兼寛君 賛成

○議長(公爵徳川家達君) 直チニ兩案ノ第三讀會ヲ開イテ御異存ゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵徳川家達君) 直チニ第三讀會ヲ開キマス、……第二讀會ノ決議ノ通りデ御異存ゴザイマセスカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵徳川家達君) 議事日程、第五、郵便法中改正法律案、第六、鐵道船舶郵便法中改正法律案、第七、電信法中改正法律案、第八、海底電信線保護萬國聯合條約罰則改正法律案、政府提出、第一讀會ノ續、委員長報告郵便法中改正法律案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

大正五年二月一日

右特別委員長

侯爵細川 護立

貴族院議長公爵徳川家達殿

鐵道船舶郵便法中改正法律案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

大正五年二月一日

右特別委員長

侯爵細川 護立

貴族院議長公爵徳川家達殿

電信法中改正法律案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

大正五年二月一日

右特別委員長

侯爵細川 護立

貴族院議長公爵徳川家達殿

海底電信線保護萬國聯合條約罰則改正法律案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

大正五年二月一日

右特別委員長

侯爵細川 護立

貴族院議長公爵徳川家達殿

〔侯爵細川護立君演壇ニ登ル〕

○侯爵細川護立君 郵便法中改正法律案、鐵道船舶郵便法中改正法律案、電信法中改正法律案、海底電信線保護萬國聯合條約罰則改正法律案、此四案ノ委員會ノ經過竝ニ結果ヲ御報告イタシマス、委員會ハ一月二十六日ニ正副委員長ノ互選ヲ終リマシテ、二月ノ一日ニ會議ヲ開キマシタ、此四ツノ法律案ノ改正ノ大體ノ理由ハ本議場ニ於キマシテ當局大臣ノ説明モゴザイマシタガ、郵便法、鐵道船舶郵便法、及電信法ハ何レモ明治三十三年即チ今ヨリ十六年以前ノ制定デアリマシテ、海底電信線保護萬國聯合條約罰則モ明治三十五年即チ今ヨリ十四年前ノ制定デアリマシマス、ソレ故ニ其後實務ニ照シマシテ法文ノ意義ガ鮮明デナイコトモアルシ、又事務ノ簡捷ヲ要スルト云フコトガ澤山發見サレタノデゴザイマシテ、一方ニハ他ノ法律ノ制定ガアリマシテ、即チ無線電信法或ハ新刑法等ノ制定ノ爲ニ、是等ノ法律ト權衡ヲ得ル爲ニ改正ヲ要スル點ガアルト云フノデアリマス、而シテ此四案ヲ通ジマシテ罰則ノ規定ニ於キマシテハ最モ改正サレタノデアリマス、尙ホ此各案ニ付キマシテ少シク具體的ニ申シマスト、郵便法ニ於キマシテハ事務簡捷ヲ圖リマス爲ニ郵便取立金及不能還付ノ郵便物ノ取扱方ヲ改メ、又無料郵便物ノ範圍ヲ廣ク

シ、損害賠償等ノ請求期間ヲ短縮イタシマシタ、又郵便物ニ禁制品ノ封入シ
アリト認メマシタル場合ハ現行法ニ於キマシテハ官署ニ於テ之ヲ開披スルコ
トガ出來ズ、又受取人ニモ之ヲ要求スルコトガ出來ヌ場合ガアリマス、本則
ハ取締上甚ダ不都合ヲ生ズルト云フノデ改メマシタ、又郵便切手類ノ變造偽
造、或ハ一度使用イタシマシタ物ヲ其痕跡ヲ除去シテ再用ヲ圖リマスモノナ
ドハ、最モ世間ニ害毒ヲ流ス虞ガアリマスカラシテ、是等ヲ除クト云フノガ
重モナル點デアリマス、鐵道船舶郵便法ニ於キマシテハ今日輕便鐵道ガ營業
ヲ開始スルモノガ甚ダ多クナリマシテ、此郵便物ノ運送ヲ託シマスルニ關シ
マシテハ、輕便鐵道法第八條ニ依リマシテ、命令ノ定ムル所ニ依ッテ此鐵道船
舶郵便法ヲ準用スルト云フ規定ガゴザイマス、其重モナル郵便車ノ使用料金
ニ關シマシテハ甚ダ不都合ノ點ガゴザイマスノデ、之ヲ今日改メル必要ヲ生
ジタト云フノデゴザイマス、又電信法ニ於キマシテモ不法電報ノ交付手續ヲ
省略シ、又無線電信法ニ必要ナル無料電信ノ制度ヲ認メタノガ重モナル點デ
ゴザイマス、海底電信線保護萬國聯合條約罰則ニ於キマシテ、是マデノ規定
ノ一部不備ヲ補ヒ、又無線電信ノ發達ニ伴ヒマシテ、船舶ヨリ官憲ニ届出ノ
際ニ無線電信ヲ利用スルト云フコトヲ附加ヘマシタノガ重モナルコトデゴザ
イマス、是等四案ニ付キマシテ多少質問ガゴザイマシタガ、重モナル一二ヲ
御紹介申上ゲマス、郵便法改正法律案ニ於キマシテハ第五十三條ノ第二項
ノ重大ナル過失ノ處罰ノ規定デゴザイマスガ、此重大ナルコト云フノガアル爲
ニ通常ノ過失ニハ責任ガナイデハナイカト云フ質問ガゴザイマシタガ、是ハ
通常ノ過失マデヲ認メルト云フコトハ餘リニ酷ニ失シハシナイカト云フ政府
ノ答辯ガゴザイマシタ、又鐵道船舶郵便法中改正法律案ニ於キマシテハ、其
十九條ノ改正ノ意味ニ付テ質問ガゴザイマシタガ、是ニハ法人ノミヲ罰シテ
犯罪者ヲ罰シナイト云フコトハ法ノ精神上十分デナク、此無線電信法ナドト
歩調ヲ一ニシテ犯罪者ヲ罰スルト云フ趣意ニ改メタイト云フコトデアリマ
ス、其他刑罰ノ輕重或ハ文字ノ不明ノ點ニ付キマシテ種々質問ガゴザイマシ
タガ、是等ハ了解シ得ベキ政府當局ノ説明ヲ得タノデゴザイマス、委員會ニ
於キマシテハ質問ヲ了リマシテ、議論モナク異議モナク此四案トモニ可決イ
タシタ次第デゴザイマス、此段御報告イタシマス

○議長(公爵徳川家達君) 唯今細川特別委員長ノ報告セラレマシタ四案トモ
ニ一括シテ議題トナシ、採決イタシテ御異存ゴザイマセヌカ

「異議ナシ」ト呼フ者アリ」

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス、四案ノ第二讀會ヲ開クベ
シトスル諸君ノ起立ヲ請ヒマス

起立者 多數

○議長(公爵徳川家達君) 過半数ト認メマス

○侯爵細川護立君 直チニ第二讀會ヲ開カレムコトヲ……

○子爵有馬頼之君 賛成

○議長(公爵徳川家達君) 直チニ四案ノ第二讀會ヲ開イテ御異存ハゴザイマ
セヌカ

「異議ナシ」ト呼フ者アリ」

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵徳川家達君) 直チニ第二讀會ヲ開キマス、全部ヲ問題ニ供シマ
ス、……全部原案ノ通りデ御異存ゴザイマセヌカ

「異議ナシ」ト呼フ者アリ」

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○侯爵細川護立君 直チニ第三讀會ヲ開カレムコトヲ……

○子爵有馬頼之君 賛成

○議長(公爵徳川家達君) 直チニ第三讀會ヲ開イテ御異存ゴザイマセヌカ

「異議ナシ」ト呼フ者アリ」

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵徳川家達君) 直チニ第三讀會ヲ開キマス……第二讀會決議ノ通
リデ御異議ハゴザイマセヌカ

「異議ナシ」ト呼フ者アリ」

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵徳川家達君) 議事日程第九、會計検査院法中改正法律案、政府
提出、衆議院送付、第十、行政裁判法中改正法律案、政府提出、衆議院送付、
第一讀會ノ續、委員長報告

會計検査院法中改正法律案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

大正五年二月二日

右特別委員長

侯爵徳川 圀順

貴族院議長公爵徳川家達殿

行政裁判法中改正法律案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

大正五年二月二日

右特別委員長

侯爵徳川 圀順

貴族院議長公爵徳川家達殿

〔侯爵徳川圀順君演壇ニ登ル〕

○侯爵徳川圀順君 會計検査院法中改正法律案、行政裁判法中改正法律案、二案束ネテ御委託ニナリマシタ特別委員會ノ經過竝ニ結果ヲ御報告イタシマス、委員會ハ去ル二日ニ開キマシテ、政府委員ヨリ説明ガアリ、又委員ノ方ヨリモ二三質問ガゴザイマシタ、此兩案改正ノ要旨ハ會計検査院長、行政裁判所長官ヲ親任官トナシ、會計検査院副検査官專任十六名ヲ二名減ジテ十四名トナスト云フノデゴザイマス、會計検査院長竝ニ行政裁判所長官ハ國務大臣ト對立ノ位置ニ在ル重要ナル官職デ、從來大審院長ト同一ノ待遇デアッタノデアリマス、然ルニ大審院長ハ裁判所構成法改正ノ結果、親任官トナッタノデアリマス、其權衡上位置ヲ高メテ親任官トスルト云フノデアリマス、又會計検査院副検査官ヲ二名減ズルト云フノハ、事務上何等支障ガナイ故デアリマシテ、且ツ行政整理ノ結果デゴザイマス、又行政裁判法ノ第三條ノ「内閣總理大臣ノ上奏ニ依リ」ト云フノヲ削リマシタノハ、官等俸給令第二條ニ奏任文官ハ總理大臣之ヲ奏請シ云々トアリマス、而シテ親任勅任及奏任官ヲ奏請スルニ付テハ行政裁判法中ニ規定シタル如キ形式ヲ取ツタモノハ別ニゴザイマセス、故ニ此際法制ノ形式ヲ統一シヤウト云フノデアリマス、尙ホ一ツ玆ニ申上ゲテ置キマスノハ委員ノ方カラ次ノ質問ガアリマシタ、即チ此兩案改正ノ結果ニ依リマシテ現任ノ會計検査院長及行政裁判所長官ハ廢官ニナルヤ否ヤト云フノデアリマス、此質問ニ對シマシテ政府委員ハ次ノ答ヲ致シマシタ、

法理上ハサウ云フコトヲ認ムルケレドモ……法理上ハ出來ルノデアアル、併シ具體的マダ考ヘテナイト云フ答辯デアリマシタ、右ノヤウナ次第デ委員會ニ於キマシテハ滿場一致ヲ以テ可決確定ヲ致シタ次第デゴザイマス、右御報告ヲ申上ゲマス

○平山成信君 此二案ハ極メテ簡單ナ案デゴザイマスカラ、一括シテ讀會省略ヲ以テ可決アラムコトヲ希望イタシマス、讀會省略ノ動議ヲ提出イタシマス

○小野田元熙君 賛成

○子爵有馬賴之君 賛成

○男爵高木兼寛君 賛成

○侯爵徳川圀順君 賛成

○子爵野村益三君 賛成

○男爵中川興長君 賛成

○男爵南岩倉具威君 賛成

○谷森眞男君 賛成

○田中源太郎君 賛成

○男爵内田正敏君 賛成

○田島竹之助君 賛成

○議長(公爵徳川家達君) 平山君ノ讀會省略ノ動議ニ同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

起立者 多數

○議長(公爵徳川家達君) 三分ノ二以上ト認メマス、兩案トモ原案ニ同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

起立者 多數

○議長(公爵徳川家達君) 過半数ト認メマス

○議長(公爵徳川家達君) 議事日程第十一、議院法中改正法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會ノ續、委員長報告

議院法中改正法律案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

大正五年二月八日

右特別委員副委員長

倉富勇三郎

貴族院議長公爵徳川家達殿

〔倉富勇三郎君演壇ニ登ル〕

○倉富勇三郎君 議院法中改正法律案特別委員長差支デアリマスカラシテ私ヨリ代ッテ委員會ノ經過及結果ヲ御報告イタシマス、委員會ハ一昨七日委員長副委員長ノ互選ヲ終リ、昨八日ニ開會ヲ致シマシタ、本案ノ提出ニ付キマシテ政府委員ノ説明ヲ求メ、尙ホ二三ノ質問應答ヲ重ネマシタ上ニ原案ヲ可決イタシタノデアリマス、本案ハ誠ニ簡單ナモノデゴザイマス、政府委員ノ説明ニ依リマスレバ、本案ノ目的トスル所モ亦極メテ單純ナモノデゴザイマス、其説明ニ依リマスレバ、御承知ノ通り貴族院事務局官制竝ニ衆議院事務局官制ガゴザイマシテ、其官制ヲ以テ兩議院ノ職員中ニ守衛長ト云フ官ヲ設ケテゴザイマス、其守衛長ハ現在ノ所判任官トナッテ居リマスガ、職務ノ性質上其地位ヲ上セテ高等官ニ致シタイト云フノガ政府ノ見込デアアルサウデゴザイマス、ソレデ守衛長ノ地位ヲ上セルト云フコトダケハ事務局官制ノ中ニ守衛長ハ判任トスト云フ所ヲ改メマシテ、守衛長ハ奏任トスト云フコトニ致シマスレバ、其地位ヲ上セルコトダケハソレデ十分事足りルノデアリマス、然ルニ議院法第十七條第三項ニ「書記官ノ外他ノ必要ナル職員ハ書記官長之ヲ任ス」斯様ナ規定ガゴザイマス、ソレデ單ニ事務局官制ヲ改メタノミデ置キマスレバ、高等官タル所ノ守衛長モ矢張り議院ノ書記官長ガ之ヲ任ズルヤウニ見エマシテ、其點ニ付テ疑ヲ容ルベキコトニナリマス、ソレデ本案ハ其疑ヲ除ク爲ニ此議院法第十七條第三項ヲ改メマシテ「職員」ト云フ所ヲ「職員中判任官以下」ト斯ウ文字ヲ加ヘルト云フ趣意デアアルノデアリマス、ソレデ議員ヨリノ質問ハ政府委員ノ説明ニ對シテ其説明ノ趣意ヲ確メルト云フコトガ重モナルモノデアリマシテ、守衛長ノ地位ヲ高メルコト、又之ヲ高メルニ付テハ其方法ハ事務局官制ノ改正ニ依ッテ之ヲナスト云フコト、又議院法ノ改正ハ右ノ如ク事務局官制ヲ改正セラレテ矛盾ノナイダケニ止メルト云フコトニ付キマシテハ、委員會ニ於テハ何等ノ異議モナク、全會一致ヲ以テ可決セラレタノデゴザイマス、此段御報告中上ゲマス

○議長(公爵徳川家達君) 本案ノ第二讀會ヲ開クベシトスル諸君ノ起立ヲ請ヒマス

起立者 多數

○議長(公爵徳川家達君) 過半数ト認メマス

○倉富勇三郎君 直チニ第二讀會ヲ開カレムコトヲ……

○子爵堀河護麿君 賛成

○議長(公爵徳川家達君) 直チニ第二讀會ヲ開クベシトノ倉富君ノ動議ニ御異存ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵徳川家達君) 直チニ第二讀會ヲ開キマス……原案通りデ御異存ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ガナイト認メマス

○倉富勇三郎君 直チニ第三讀會ヲ開カレムコトヲ望ミマス

○子爵堀河護麿君 賛成

○議長(公爵徳川家達君) 直チニ第三讀會ヲ開イテ御異存ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵徳川家達君) 直チニ第三讀會ヲ開キマス、……第二讀會ノ決議通りデ御異存ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵徳川家達君) 議事日程第十二、家祿賞典祿處分ニ關スル法律案、衆議院提出、第一讀會、第十三、沒祿處分ヲ受ケタル者ニ對スル家祿賞典祿處分ニ關スル法律案、衆議院提出、第一讀會、通牒文ノ朗讀ヲ省略イタシテ御異存ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ガナイト認メマス

〔左ノ議案ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ載録ス以下之ニ倣フ〕

家祿賞典祿處分ニ關スル法律案
右本院提出案及送付候也

大正五年二月三日

衆議院議長島田三郎

貴族院議長公爵德川家達殿

家祿賞典祿處分ニ關スル法律案

第一條 明治三十年法律第五十號家祿賞典祿處分法第一條及第二條ノ給與ヲ受ケムトスル者ハ其ノ理由及證據ヲ具シ地方廳ヲ經由シテ大藏大臣ニ願出ツヘシ但シ大正五年十二月三十一日迄ニ願出サルトキハ本法ノ給與ヲ受クルコトヲ得ス

第二條 前條ノ願出ニ對シ處分ヲ受ケタル者其ノ處分ニ不服アルトキハ其ノ指令ヲ受取リタル日ヨリ六箇月以内ニ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得
第三條 明治三十年法律第五十號家祿賞典祿處分法ニ依リ願出ヲ爲シタル者ニシテ明治四十二年法律第二十一號第二條ノ期限内ニ出訴セサル者ハ本法施行ノ日ヨリ六箇月以内ニ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

沒祿處分ヲ受ケタル者ニ對スル家祿賞典祿處分ニ關スル法律案
右本院提出案及送付候也

大正五年二月三日

衆議院議長島田三郎

貴族院議長公爵德川家達殿

沒祿處分ヲ受ケタル者ニ對スル家祿賞典祿處分ニ關スル法律案

第一條 明治三年九月十日太政官布告審制施行ヨリ同九年八月太政官第八號布告實施迄ノ間ニ於テ國事ニ關スル犯罪ノ爲家祿賞典祿ヲ沒收セラレタル者及其ノ家名承繼人ニシテ明治二十七年法律第二十號施行ノ際其ノ沒收セラレタル當時ノ祿高ニ對スル全部ノ給與ヲ受ケサル者若ハ相當額ノ給與ニ不足アル者ハ明治三十年法律第五十號家祿賞典祿處分法ヲ準用シ同法ニ依リ發行スル公債證書ヲ以テ之ヲ給與ス

第二條 前條ノ給與ヲ受ケムトスル者ハ本法施行ノ日ヨリ六箇月以内ニ其

ノ理由及證據ヲ具シ地方廳ヲ經由シテ大藏大臣ニ願出ツヘシ

第三條 前條ノ願出ニ對シ處分ヲ受ケタル者其ノ處分ニ不服アルトキハ其ノ指令ヲ受取リタル日ヨリ六箇月以内ニ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得
第四條 明治二十七年法律第二十號ニ依リ給與處分ヲ受ケタル者ニシテ明治三十年法律第五十號家祿賞典祿處分法第四條ノ願出ヲ爲シ其ノ處分ニ對シ明治四十二年法律第二十一號ニ依リ行政裁判所ニ出訴シ其ノ訴訟繼續中ノモノハ本法第三條ニ依リ出訴シタルモノト看做ス

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○議長(公爵德川家達君) 此兩案ハ同一委員ニ付託シテ御異存ゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵德川家達君) 御異議ナイト認メマス、特別委員ノ氏名ヲ書記官ヲシテ朗讀イタサセマス

〔成瀬書記官朗讀〕

家祿賞典祿處分ニ關スル法律案外一件特別委員

子爵前田 利定君	黑岡 帶刀君	男爵北島 齊孝君
男爵高橋 是清君	男爵黑田 長和君	男爵藤堂 高成君
中島 永元君	鎌田 榮吉君	堀 正一君

○議長(公爵德川家達君) 第十四、會計士法案、衆議院提出、第一讀會

會計士法案

右本院提出案及送付候也

大正五年二月三日

衆議院議長島田三郎

貴族院議長公爵德川家達殿

會計士法

第一章 會計士ノ職務

第一條 會計士ハ當事者及利害關係人ノ囑託ヲ受ケ又ハ官廳ノ命ニ依リ會計ニ關スル事項ノ監査、整理、鑑定、證明、和解、仲裁等ノ職務ヲ執行スルモノトス

第二章 會計士ノ資格

第二條 會計士タラムトスル者ハ左ニ掲クル資格ヲ具備スルコトヲ要ス

一 帝國臣民ニシテ民法上ノ能力ヲ有スル三十歳以上ノ男子タルコト

二 會計士試験ニ合格シタルコト

三 高等官、帝國議會議員及學識經驗アル者ノ中ヨリ任命セラレタル委員ヲ以テ組織セル會計士詮衡委員會ノ詮衡ヲ經タルコト

第三條 會計士試験及詮衡ニ關スル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第四條 左ニ掲クル者ハ會計士タルコトヲ得ス

一 禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者

二 破産又ハ家資分散ノ宣告ヲ受ケ復權セサル者

三 懲戒ノ處分ニ依リ免官若ハ免職セラレタル者又ハ辯護士法ニ依リ除名セラレタル者

第五條 會計士ハ報酬アル公務ヲ兼スルコトヲ得ス但シ帝國議會議員、府縣郡市町村會議員ト爲リ又ハ官廳ヨリ特ニ命セラレタル職務ヲ行フハ此ノ限ニ在ラス

會計士ハ他ノ職業若ハ營業ヲ營ミ又ハ會社ノ代表者若ハ使用人ト爲ルコトヲ得ス但シ農商務大臣ノ許可ヲ得タル者ハ此ノ限ニ在ラス

第三章 會計士名簿

第六條 何人ト雖會計士名簿ニ登錄セラルルニ非サレハ會計士ノ名稱ヲ用キ又ハ職務ヲ執行スルコトヲ得ス

第七條 會計士名簿並登錄ニ關スル規定ハ農商務大臣之ヲ定ム

第四章 會計士ノ權利義務

第八條 會計士ハ正當ノ事由アルニ非サレハ當事者及利害關係人ノ囑託又ハ官廳ノ命ヲ拒ムコトヲ得ス

第九條 會計士ハ利害ノ關係ヲ有スル事業ノ經營及會計事項ノ監査又ハ證明ヲ爲スコトヲ得ス

第十條 會計士其ノ職務ノ執行ニ關シ囑託人ニ損害ヲ加ヘタル場合ニ於テ會計士ノ故意又ハ過失ニ因リテ生シタルトキハ之ヲ賠償スルノ責ニ任ス

第十一條 會計士ノ職務ノ執行ニ對シテハ刑法中公務員ニ關スル規定ヲ適用ス

第十二條 會計士ハ囑託人ヨリ報酬及旅費ヲ受ク

第五章 會計士協會

第十三條 會計士ハ便宜各地ニ會計士協會ヲ設立スルモノトス

第十四條 會計士協會ニ關スル規定ハ農商務大臣之ヲ定ム

第六章 懲戒

第十五條 會計士職務上ノ義務ニ違反シタルトキ又ハ品位ヲ失墜スヘキ行爲アリタルトキハ懲戒ニ付ス

第十六條 懲戒ハ左ノ四種トス

一 譴責

二 千圓以下ノ過料

三 三年以下ノ業務停止

四 除名

第十七條 懲戒ハ會計士詮衡委員會之ヲ行フ

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

○男爵藤大路親春君 本案ニ對スル政府ノ意見ヲ伺ヒタイ

○議長(公爵徳川家達君) 唯今政府委員ガ居ラレマセヌカラ出席ヲ求メテ居リマスカラ左様御承知ヲ請ヒマス……諸君ニ御諮リヲ致シマス、唯今議長ノ申述ベマシタ通りデゴザイマスカラ、政府委員ノ出席アルマデ此會議ヲ延シマシテ、次ノ議事日程ニ移ツテハ如何デアリマセウカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵徳川家達君) 第十五、私立學校及公益法人ノ用地免租ニ關スル法律案、衆議院提出、第一讀會

私立學校及公益法人ノ用地免租ニ關スル法律案
右本院提出案及送付候也

大正五年二月五日

衆議院議長島田三郎

貴族院議長公爵徳川家達殿

第一條 私立學校及公益法人ノ用地免租ニ關スル法律案
左ニ掲クルモノノ用ニ供スル土地ニ付テハ納稅義務者ノ申請ニ因

リ其ノ地租ヲ免除ス但シ有料借地ハ此ノ限ニ在ラス

- 一 私立ノ幼稚園、小學校、中學校、高等女學校、實業學校及專門學校
- 二 前號以外ノ私立學校ニシテ大藏大臣ニ於テ指定シタルモノ
- 三 日本赤十字社、恩賜財團濟生會其ノ他勅令ヲ以テ指定シタル公益法人

第二條 前條ニ依リ地租ヲ免除スヘキ土地ハ幼稚園及學校ニ在リテハ校舍、寄宿舎、圖書館其ノ他必要ナル附屬建物ノ敷地、運動場、實習用地及保育又ハ教授上直接ノ用途ニ供スルモノニ限リ公益法人ニ在リテハ事務所ノ敷地其ノ他事業ノ執行上直接ノ用途ニ供スルモノニ限ル

第三條 府縣市町村其ノ他ノ公共團體ハ本法ニ依リ免租セラレタル土地ニ對シ租稅其ノ他ノ公課ヲ課スルコトヲ得ス

附則

本法ハ大正六年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

○伯爵柳原義光君 本員ハ此案ニ對スル政府ノ所見ヲ尋ネタウゴザイマス、尙ホ十二、十三ニ致シテモ政府當局ノ何等贊否ノ意見ヲ聞クコトガ出來マセヌガ、願ハクバモウ少シ忠實ニ政府ガ衆議院案ニ對シテ贊否孰レノ意見デア
ルカト云フコトヲ聞キタイモノト存ジマス、成ルベクサウ云フ風ニアリタイ
コトヲ希望シマス

○議長(公爵德川家達君) 柳原伯爵ノ御申述ベノ通り議長ハ早速其趣ヲ政府
ニ傳ヘマセウ

○伯爵柳原義光君 ドウカ御願ヒ申シマス

○議長(公爵德川家達君) 柳原伯爵ニ伺ヒマスガ、議事日程ノ第十五ノ法律
案ニ對シテ政府委員ノ意見陳述ヲ御求メニナルノデアリマスカ

○伯爵柳原義光君 左様デゴザイマス

○議長(公爵德川家達君) 政府委員ノ出席マデ待チマシテ、次ノ議事日程ニ
移ッテモ宜シウゴザイマスガ、是亦諸君ニ於テ政府ニ對スル質問デモアルカモ
計リ難ウゴザイマスカラ、暫時御待チヲ願ヒタウゴザイマス

○議長(公爵德川家達君) 農商務省ノ政府委員ガ出席セラレマシタカラ議事
日程第十四ニ戻リマス、藤大路男爵、ドウ云フコトデアリマスカ、モウ一應
御述ベニナッタラドウデス

○男爵藤大路親春君 本案ニ對スル政府ノ意見ヲ質問イタシマス

〔政府委員岡實君演壇ニ登ル〕

○政府委員(岡實君) 本案ノ目的ト致シマス所ハ主トシテ會社其他ノ團體ノ
會計ヲモウ一層確實ニ整理セシムルガ爲ニ、現在既ニ存在シテ居ル所ノ監查
役及公益法人ノ監事ノ外、尙ホ其外ニ此會計士ナルモノヲ公ニ認メマシテ、
一定ノ資格ノアルモノヲ採用シ、官ノ囑託若クハソレ等ノ團體ノ依頼ニ依ッテ
會計ノ狀態ヲ取調べ、ソレニ依ッテ其關點ヲ、若シアレバソレヲ指摘シ、若シ
關點ガナケレバ其關點ナキ旨ヲ會計士ノ名ニ於テ公ニ證明ヲ致スト云フガ如
キ目的ヲ重モナル目的ト致シマシテ此法律ヲ拵ヘ、同時ニ會計士ナルモノヲ
官ガ公認シ、サウシテ是等ノ社團會計ノ整理ヲ計ルト云フノガ大體ノ趣旨デ
ゴザイマス、其法律制定ノ趣旨ニ付キマシテハ主務省ト致シマシテ全ク同感
ヲ表スル次第デゴザイマス、併ナガラ會計整理ノ爲ニハ果シテ監查役若クハ
監事ノ制度以外ニ別ニ會計士ナル者ヲ認メテ見テモ、果シテ其會計士ナル者
ガ社團ノ依頼ヲ多ク受ケテ、法律ガ豫期シテ居ル所ノ任務ヲ達成シ得ルヤ否
ヤ、此實際問題トナリマスト政府ト致シマシテハ目下確乎タル信念ヲ有シ得
ナイノデアリマス、既ニ久シキ以前ヨリ此制度ニ付テハ取調ヲ致シマシタコ
トデゴザイマスガ、果シテ此實效アリヤ否ヤト云フ一點ニ付テ今尙ホ疑ヲ持ッ
テ居ルヤウナ次第デアリマス、他日若シ此法律ヲ政府ガ自ラ提案スルガ如キ
コトアリトスレバ、其場合ニハ豫メ廣ク實業家等ノ意見モ徵シ、又法律家等
ノ意見モ十分ニ問ヒ質シマシタ上ニ、此制度ガ出來タ以後實際ニ當初豫期シ
タ所ノ效果ヲ收メ得ルヤウナ法律ヲ拵ヘタイト云フ考ヲ持ッテ居ルノデゴザ
イマス、結局唯今政府ハ此問題ニ付テハ慎重調査中デゴザイマス、直チニ衆
議院提出ノ本案ニ對シテ同意ヲ表スルコトガ出來ナイノデゴザイマス

○議長(公爵德川家達君) 他ニ御質問モナイト認メマスカラ、本案ノ特別委
員ノ氏名ヲ書記官ヲシテ朗讀ヲ致サセマス

〔成瀬書記官朗讀〕

會計士法案特別委員

伯爵奥平 昌恭君 子爵松平 直平君 子爵米津 政賢君
河村讓三郎君 男爵武井 守正君 男爵眞田 幸世君
富井 政章君 小野 光景君 瀧川 辨三君
○議長(公爵德川家達君) 御諮リヲ致シマス、文部省ノ政府委員ハ唯今出席

イタサレマセヌカラ、議事日程第十六、衆議院議員選舉法中改正法律案ノ第一讀會ヲ開イテ御異存ハゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵徳川家達君) 議事日程第十六、衆議院議員選舉法中改正法律案、衆議院提出、第一讀會

衆議院議員選舉法中改正法律案
右本院提出案及送付候也

大正五年二月五日

衆議院議長島田三郎

貴族院議長公爵徳川家達殿

衆議院議員選舉法中改正法律案

衆議院議員選舉法別表中左ノ通改正ス

神奈川県横濱市二人ノ次ニ

横須賀市 一人

長崎縣長崎市一人ノ次ニ

佐世保市 一人

新潟縣新潟市一人ノ次ニ

長岡市 一人

高田市 一人

三重縣四日市市一人ノ次ニ

宇治山田市 一人

愛知縣名古屋市二人ノ次ニ

豊橋市 一人

静岡縣静岡市一人ノ次ニ

濱松市 一人

長野縣長野市一人ノ次ニ

松本市 一人

福島縣若松市一人ノ次ニ

福島市 一人

廣島縣廣島市一人ノ次ニ

吳市 一人

福岡縣小倉市一人ノ次ニ

若松市 一人

ヲ加フ

大分縣

大分市 一人

郡部 六人

北海道廳小樽區一人ノ次ニ

旭川區 一人

ヲ加フ

沖繩縣

那覇區 一人

首里區 二人

島尻郡 二人

中頭郡 二人

國頭郡 二人

附則

本法ハ次ノ總選舉ヨリ之ヲ施行ス

○議長(公爵徳川家達君) 別段政府ニ對シテ御質問モナイト認メマスカラ、特別委員ノ氏名ヲ書記官ヲシテ朗讀ヲ致サセマス

〔成瀬書記官朗讀〕

衆議院議員選舉法中改正法律案特別委員

伯爵柳原 義光君 子爵吉田 清風君 子爵大給 近孝君

小野田 元熙君 江木 千之君 男爵千秋 季隆君

山田 春三君 杉田 定一君 植竹三右衛門君

○議長(公爵徳川家達君) 議事日程第十五、私立學校及公益法人ノ用地免租ニ關スル法律案、衆議院提出、第一讀會

○男爵高木兼寛君 政府委員ハ出席ニナツテ居リマス

○議長(公爵徳川家達君) 政府委員ハ出席シテ居ラレマス

○男爵高木兼寛君 此法律案ニ依リ私立學校費トシテ減ズル高ハ幾許ニナ
テ居リマスカ、ソレヲ伺ヒタイ

○議長(公爵徳川家達君) 政府委員ハ出席シテ居ラレルト申シマシタガ、出
席ハシテ居ラレマスガ、其政府委員ハ他ノ政府委員ニ説明イタサセタイト云
フコトデゴザイマスカラ、暫時御待チヲ願ヒタイ

○男爵高木兼寛君 右様ナ御都合デゴザイマスレバ又承ル場合モアルト思ヒ
マスカラ、私ノ質問ハ取消シマス

○伯爵柳原義光君 本員ハ此案ニ對スル政府ノ意見ヲ聽キタイト思ヒマスカ
ラ、出席ヲ待ッテ居リマス

○議長(公爵徳川家達君) ソレデハ暫ク御待チ下サイ……諸君ニ御諮リヲ致
シタイト存ジマス、政府委員ガ何分出席ヲ致サレマセヌカラ、本日ノ議事ハ
是デ終リマシテ、唯今ノ問題ハ他日ニ譲ッテハ如何デアリマセウ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○伯爵柳原義光君 何故ニ政府委員ハ出席セラレヌノデゴザイマスカ、甚ダ
不忠實ダト思ヒマス

○議長(公爵徳川家達君) 忠實不忠實ト云フコトハ諸君ノ御判斷ニ任セマ
ス、唯今議長カラハ出席ヲ要求シテ置キマシタガ、何分出席セラレナイノデ
ゴザイマスカラ、本日ノ議事ハ是デ終ルコトニシテ御異議ハゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス、次ノ議事日程ハ決定次第
御通知ニ及ビマス、本日ハ是デ散會ヲ致シマス

午前十一時八分散會

